

つるスマイル共済 平成26年度のご報告と御礼

平成 26 年度のつるスマイル共済の給付は下記の通りで、会員事業所様の相互扶助に役立たせることができました。またこの共済制度は 1 年ごとの収支計算で余剰金が生じた場合は配当金として、ご加入頂いた会員事業所様へ還元しております。

当所会員事業所様のスケールメリットを生かし、共済制度の充実を図ってまいります。

給付について（平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日）

支 払 項 目	件 数
死 亡 保 険 金	0
障 害 保 険 金	0
入 院 給 付 金	0

支 払 項 目	件 数
病 気 入 院 見 舞 金	6
事 故 通 院 見 舞 金	3
合 計	9

★配当金について★

- ・ 配当率 21.2%
- ・ 振込予定日 平成27年10月末
(保険料引落口座へ振込させていただきます)

新生命共済制度「つるスマイル共済」

入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付

福祉団体定期保険+商工会議所自家給付制度

会員事業所だから加入できる安心共済!会社を守る!社員を守る!家族を守る!つるスマイル共済

役員および従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。

- ・ 保険期間は 1 年で自動更新、役員・従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。
- ・ 病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず 24 時間保障されます。
- ・ 医師による診査は不要です。(告知のみでお申込みいただけます。)
- ・ 1 年ごとに収支計算をおこなって剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。
- ・ 商工会議所(商工会)独自の給付制度(見舞金・祝金等)が付加されています。
- ・ 法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。
(法人税基本通達 9-3-5)
- ・ 個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入できます。
(昭和 47 年 2 月 14 日付直審 3-8)

※記載の内容はつるスマイル共済の一部を記載したものです。ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧下さい。

当所職員やアクサ生命保険(株)共済推進員が貴社にお伺いした折には、是非ご面談賜りご検討ご加入を賜りますようお願い致します。

※生命共済制度は、引受保険会社 アクサ生命保険(株)